

調達件名：ガバメントソリューションサービスへの移行（農林水産省及び個人情報保護委員会におけるネットワーク環境構築等）

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
1	質問	03_別添資料1_要件定義書	6	3	1	1	1	図1のGSSデータセンターにおける中継ゲート機器について、本機器にて提供予定の機能についてご教示ください。	要件の確認のため	中継ゲート機器は他のネットワークとのTCP/IPによるルーティングを行う機器になります。IPv4/IPv6のルーティング・ブリッジング、BGP4、OSPFV3による経路交換、VLANとVXLANによるネットワーク分離などを行っています。
2	質問	03_別添資料1_要件定義書	6	3	1	1	1	省外ネットワークシステムへの経路においてWEBプロキシは存在しますか。存在する場合は、統合管理監視サービスで集計される接続情報がSaaSサービスではなく、Webプロキシになるなど必要な統計情報が採取できなくなる可能性があります。必要に応じて、限定したSaaSサービスをWebプロキシから除外するなどの協議を行うことは可能でしょうか。	統合管理監視サービスの提供機能の確認のため	Webプロキシが存在する可能性もあります。ご指摘頂いた統計情報が必要な場合はプロキシから除外するような構成変更を行うことも可能です。
3	質問	03_別添資料1_要件定義書	8	3	2	2	1	小規模拠点向け拠点用ネットワーク機器は、全国網アクセスサービスとモバイルアクセスサービスの2回線を利用する拠点とモバイルアクセスサービスのみの拠点と2パターンあるという理解でよろしいでしょうか。	小規模拠点環境の構成確認のため	ご理解の通りです。
4	質問	03_別添資料1_要件定義書	8	3	2	2	1	モバイルアクセスサービスは、東日本地域と西日本地域で分離されますか。	回線の構成確認のため	別の調達において選定されるモバイルサービスに従い、東西が分離される場合とされない場合の両方があります。
5	質問	03_別添資料1_要件定義書	8	3	2	2	1	別添資料2の別紙がありませんが、別添資料1の誤りでしょうか。それとも別に存在するのでしょうか。	要件の確認のため	文中の記載は誤植ですので、別添資料1の「別紙2」として記載を訂正します。
6	質問	03_別添資料1_要件定義書	8	3	2	2	1	各拠点の想定帯域をご教示ください。	要件の確認のため	小規模拠点で30Mbps、中・大規模拠点でユーザーあたり1Mbps程度で想定頂ければと思います。要件定義書に機器の想定帯域等を追記します。
7	質問	03_別添資料1_要件定義書	8	3	2	2	1	拠点ネットワーク機器の登録に際して、想定外の機器の接続がされないようにセキュリティの観点での対策は必要ございませんでしょうか。	要件の確認のため	現状想定しておりません。
8	質問	03_別添資料1_要件定義書	8	3	2	2	1	集約ネットワーク機器及び拠点ネットワーク機器について、管理者が複数の組織にわたって存在するような運用を想定されていますでしょうか。	要件の確認のため	現状想定しておりません。
9	質問	03_別添資料1_要件定義書	10	3	4	2	1	広域基幹ネットワークシステムについて、トラフィックのアプリケーション識別は不要の認識で良いでしょうか。必要である場合、どのような情報が表示させてほしいでしょうか。（例、アプリケーションの使用状況、アプリケーションごとの上位の送信元と宛先、ユーザごとのアプリケーション名の使用状況）そしてそれは拠点ネットワーク機器ごとに表示が必要でしょうか。	要件の確認のため	現状想定しておりません。
10	質問	03-1_別添資料1_別紙_拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧.pdf	すべて					どの庁舎を大規模・中規模・小規模として認識すればよいでしょうか。確認方法を教えてください。	構成確認のため	500名以上の職員数の拠点を大規模拠点、30名以下の職員数の拠点を小規模拠点、それ以外の拠点を中規模拠点とします。ただし、農林水産省本省は除きます。
11	質問	03-1_別添資料1_別紙_拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧.pdf	すべて					どの庁舎が東日本・西日本に分類されますか。確認方法を教えてください。	構成確認のため	NTT東日本の管内とNTT西日本の管内で東日本・西日本が分かれますので、別添資料1の別紙2の住所で確認可能です。
12	質問	03-1_別添資料1_別紙_拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧.pdf	20 21					回線種別の欄に「N#A」と記載がありますが、対象庁舎の回線が未確定となりますでしょうか。	構成確認のため	北海道開発局農業水産部の各拠点（拠点番号51001（北海道開発局）～51011（稚内開発建設部））については、記載漏れしたため、回線種別に「記載しました」。
13	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	1	「nanoSIM」について、移動体通信事業者が発行するnanoSIMにアダプタを用いてmicroSIMまたは標準SIMに対応する機器に用いても差し支えないでしょうか。	機器の選択数を確保するため。	MicroSIMも利用可能とします。nanoSIMにアダプタを利用しても問題ありません。
14	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	1	GSSデータセンターの集約ネットワーク機器は、モバイルアクセスサービスへ直接接続される想定でしょうか。あるいは、モバイルアクセスサービスが全国網アクセスサービスと相互接続しており、GSSデータセンターの集約ネットワーク機器は全国網アクセスサービスを経由してモバイルアクセスサービスへ通信可能となる想定でしょうか。	集約ネットワーク機器のインターフェース構成等を明確にするため。	後者の想定です。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
15	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	3	2	1	1	文中に「別添資料2の別紙に記載する。」とございますが、該当する文書を確認できませんでした。こちらは、「3-1_別添資料1_別紙_拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧」のことだと捉えればよろしいでしょうか？	該当文書を明らかにするため	ご理解のとおりです。文中の記載は誤植ですので、別添資料1の「別紙2」として記載を訂正します。
16	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	1	1	広域基幹ネットワークにおいて拠点ネットワーク機器、及び集約ネットワーク機器が接続するオーバーレイネットワークの最大数はいくつになりますでしょうか。「農林水産省統合ネットワークサービスの提供業務に係る要件定義書(2019年1月)」によると、現行のネットワークでは6つの通信グループに分けているという認識ですので、少なくとも6つは必要という認識です。	機器選定、ライセンス選定に必要であるため。	拠点ネットワーク機器と集約ネットワーク機器間でオーバーレイネットワークを構成できれば、特にオーバーレイネットワークの構成数に関しては要件を定めません。
17	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	3	3	2	1	「データリンク層での1X認証ができなかった場合」について、認証に失敗したの意味でなく1X認証に成功しなかった場合の意味と解釈してよろしいでしょうか。	現在の仕様では、認証に失敗し不正とみなされたユーザーに別方式の認証手段を与えるような仕様が求められているとも解釈できるため、そのような要件が要求されていないことを確認するため。	1X認証に成功しない場合、および、認証失敗時の両者を含みます。
18	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	9	3	3	1	1	「Wi-Fi部」は、複数のアクセスポイントの集合体を単位として提供されるネットワーク部分という解釈で間違いはないでしょうか。	「Wi-Fi部」と「アクセスポイント」の対象範囲の違いを明確にするため。	ご理解のとおりです。
19	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	3	3	2	1	6項の解釈が正しい場合、「Wi-Fi部」は最低2台の末端部（エッジスイッチ）と接続され、回線の冗長化を行うこと。」とは、IT室LANの要求要件として記載されていた下記の要件と同じことが求められている捉えでよいでしょうか？「A系・B系として2つに分け、基幹部に対して、サービス継続性を想定して異なる機器に分散して接続するなど、考慮して接続すること(府省間ネットワーク及びIT室LANの導入 ネットワーク要件定義書 P9 3.2 エンタープライズネットワークシステムの要求要件 (12))」	「Wi-Fi部」として求められている要求要件と「アクセスポイント」として求められている要求要件の違いを明確にするため。	ご認識通りです。
20	質問	03-1_別添資料1_別紙_拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧	8	-	-	-	1	拠点番号5412、5413などAP数が1の拠点については、ミニマムセットという記載がされており、こちらについては、末端部及び基幹部についても冗長性が要求されていないと理解しましたが、正しいでしょうか？ミニマムセットという記載がない拠点については、AP数が2以上であるため、基幹部及び末端部も冗長化が必要だという認識ですが、正しいでしょうか？	ミニマムセットとして要求されていることを明らかにするため	ご認識通りです。
21	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	3	1	-	1	図1に記載されている(1)広域基幹ネットワークシステムに含まれる全国網アクセスサービス/モバイルアクセスサービス、並びに(3)省外ネットワークシステムに含まれるインターネットやクラウドサービスは本調達の対象外と捉えてよろしいでしょうか？また、広域基幹ネットワークシステムに含まれる集約ネットワーク機器や拠点ネットワーク機器については、本調達の対象範囲と理解すればよろしいでしょうか？	調達範囲を明確にするため	ご認識通りです。
22	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	3	3	2	1	「構成上、制御通信や独自プロトコルなどでタグ VLAN を使用する場合、そのタグ VLAN の番号は、2～3300以外を使用すること。」とありますが、タグ VLAN(IEEE802.1Q)としてこの番号が使われなければ問題ないととらえてよろしいでしょうか。	要求要件を明確にするため	ご認識通りです。
23	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	3	4	2	1	集約用ネットワーク機器、拠点ネットワーク機器で提案されるWANルータと基幹部、末端部、Wi-Fi部として提案されるS/L2スイッチや無線APとは、「管理装置がそれぞれ個別に用意されること」が一般的です。統合管理監視システムとして要求される要件についても、3.4.2①と3.4.2②とはそれぞれ個別のシステムを提案することで差し支えないでしょうか？	要求要件を明確にするため	差し支えありません。
24	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	3	1	-	1	集約ネットワーク機器や統合管理監視システムとして導入するサーバ群については、GSSデータセンター内に既に整備されたネットワークに接続するという認識であってますか？その場合、インターフェース要件等を明確にしていけないでしょうか？	要求要件を明確にするため	ご指摘を踏まえ、3.3.2以下を追記しました。「ネットワークインターフェースとして、1000Mbase-T/10Gbase-TまたはSFP/SFP+のポートを有すること。」
25	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	9	3	3	1	1	農水省本省において、基幹部が設置される計算機室とフロアスイッチとの間の光ファイバの構成を開示していただけないでしょうか？提案しようとしている構成に対して、心数が不足している場合は、追加工事を実施することは許容されますか？	要求要件を明確にするため	光ファイバの構成を開覧資料に追加します。また、提案機器の構成により追加工事の実施は可能です。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
26	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	1	4.1 監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間通隔監視の対象になるという認識です。「SNMP によるトラフィック監視に対応すること。Syslog でのログ出力が可能であること。NTP やSNTP による時刻同期が可能であること」につきましても、予備機としてネットワークに接続されずに保管される機器以外は、アクティブ/スタンバイという状態にかかわらずSNMPやSyslogの監視対象となるという認識でよろしいでしょうか？	4.1 監視体制に記載されている24時間通隔監視の対象を明確にするため	ご認識通りです。
27	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	3	3	2	1	4.1 監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間通隔監視の対象になるという認識です。「SNMP によるトラフィック監視に対応すること。ファイル転送プロトコルによる設定ファイルの転送に対応すること。Syslog でのログ出力が可能であること。NTP やSNTP による時刻同期が可能であること」につきましても、予備機としてネットワークに接続されずに保管される機器以外は、アクティブ/スタンバイという状態にかかわらずSNMPやSyslogの監視対象となるという認識でよろしいでしょうか？	4.1 監視体制に記載されている24時間通隔監視の対象を明確にするため	ご認識通りです。
28	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	13	4	1	-	1	「基幹用ネットワークシステム/省内ネットワークシステム/省外ネットワークシステム/統合管理監視システムを構成する全ての機器」とございますが、基幹用ネットワークシステムとは、広域基幹ネットワークシステムのことと捉えればよろしいでしょうか？	意味を明確にするため	ご認識通りです。ご指摘の部分を修正します。
29	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	3	4	2	1	「拠点ネットワーク機器並びに集約ネットワーク機器の初期設定」とは、3.2.2 ①③の要求要件を実現するために必要な設定という理解であってよろしいでしょうか？	要求要件を明確にするため	3.2.1にある、地方機関等並びに個人情報保護委員会より、デジタル庁データセンターへの疎通の設定ができれば問題ありません。
30	質問	調達仕様書別添資料1「要件定義書」	11	3	4	2	1	3.4.2. 統合管理監視システムに求める技術要件の4に「IPv6 での接続においては、IPv6 のみでの動作が可能で、制御信号等でIPv4 での接続などを補助的に必要としないこと。」とありますが、IPv6接続については今後の実装予定でも提案可能でしょうか？提案可能な場合、実装予定期間いつまでに実装が必須なのか？及び実装予定に関する証明書提示の必要有無に関してご教示下さい。	弊社にて提案予定の拠点ネットワーク機器用管理装置がIPv6をサポートしておりません。(2021年12月時点) 実装予定はありますが、いつまでに実装出来れば良いのか等具体的な時期についてご教示頂きたい次第です。	遅くとも令和4年11月までに利用可能である必要があります。
31	質問	調達仕様書別添資料1「要件定義書」	9	3	3	2	1	3.3.2. 省内ネットワークシステムに求める技術要件の②に「フロアスイッチとは25Gbpsの一心双方向伝送において接続すること。」とありますが、「フロアスイッチとは10Gbps以上の一心双方向伝送において接続すること。」と変更可能でしょうか？	弊社提案予定機器では25Gbpsの一心双方向伝送をサポートしていないため、要件を緩和頂きたい次第です。	収容先の通信量を考慮する上では25Gbpsでの通信が必要になります。
32	質問	調達仕様書別添資料1「要件定義書」	9	3	3	2	1	3.3.2. 省内ネットワークシステムに求める技術要件の②に「フロアスイッチとは25Gbpsの一心双方向伝送において接続すること。」とありますが、基幹部とフロアスイッチの接続のみを想定していますでしょうか？基幹部とエッジスイッチとの接続、またはフロアスイッチとエッジスイッチの接続も想定されていますでしょうか？	「図1本システムにおける各サブシステムの位置づけ」を参照すると基幹部と末端部の接続になっており、基幹部とエッジスイッチの接続もあるような記載に見受けられます。ただ、技術要件には明示的にフロアスイッチとあるため、基幹部とエッジスイッチの接続有無及びフロアスイッチとエッジスイッチの接続有無について確認したい次第です。	基幹部とフロアスイッチとの間の接続のみを想定しています。なお、ご質問を踏まえ、3.3.2.②について、一部記載を追加しました。
33	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	4	2	1	-	1	大規模拠点、中規模拠点、小規模拠点の定義を教えてください。【OG-1_別添資料1_別紙_拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧】のうち、どの拠点が中規模、小規模になりますか。	ネットワーク構成の要件を確認するため。	500名以上の職員数の拠点を大規模拠点、30名以下の職員数の拠点を小規模拠点、それ以外の拠点を中規模拠点とします。ただし、農林水産省本省は除きます。
34	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	1	小規模拠点用ネットワーク機器の構成について、「2.1 調達物品及び数量」からはシングル構成と読み取れますが、機器の冗長化は不要でしょうか。	ネットワーク構成の要件を確認するため。	ご認識通りです。
35	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	1	【3.2.2. 広域基幹ネットワークシステムに求める技術要件】拠点用ネットワーク機器間のオーバーレイの通信は不要でしょうか。	ネットワーク構成の要件を確認するため。	必ずしも必要ではありません。
36	質問	OG-1_別添資料1_別紙_拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧	1~21	0	0	0	1	「500人超」、「300人以下」、「100人以下」、「30人以下」、「50人以下」「10人以下」の拠点でフレッツ+LTEが利用されている拠点がありますが、中規模・大規模拠点用機器でLTE接続用のWWAN インターフェースが必要でしょうか。もしくはLTEルータなどの利用が想定されていますでしょうか。	中規模拠点向け拠点用ネットワーク機器や大規模拠点向け拠点用ネットワーク機器における、WWAN インターフェースに関する要件を確認するため。要件によっては、機器の見積もりや設計に影響を与える可能性があるため。	LTE接続はバックアップ用の通信として想定しており、必要です。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
37	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	3	2	1	1	別添資料2の別紙とは、本意見招請においてはその資料が該当しますでしょうか？	要件を正しく把握するため	文中の記載は誤植ですので、別添資料1の「別紙2」として記載を訂正します。
38	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	1	1	「GSS ネットワークとして、全国をカバーするGSS 全国網アクセスサービス、移動体通信を利用したGSS モバイルアクセスサービス、露が圃地を中心としたGSS 光アクセスサービスを提供している。」とありますが、現時点で全てのサービスメニューが提供されているということでしょうか。既に提供されているようであれば、GSSとしてのそれぞれのサービス仕様をご教示いただきたく存じます。	要件を正しく把握するため	現時点では全てのサービスメニューが提供されておらず、別途並行して調達される予定です。
39	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	1	1	ここでいう「事業者」とは、別添資料4「用語の定義」における、「受注者」と同義でしょうか。	要件を正しく把握するため	ご認識通りです。記載を「受注者」に修正します。
40	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	1	1	いわゆるインターネットへの回線などWAN サービスとは、具体的にどのような通信仕様を想定されているのでしょうか。「閉域網といった安全なサービス」ではないとのことなので、インターネットVPNのような仕組みを想定されているのでしょうか。	要件を正しく把握するため	別紙1のGSS全国網アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービスを指します。
41	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	1	ただし、OSA1では、事業者がネットワーク機器部分を設置するハウジング等の提案に含めなければならない。とありますが、本件提案の中にハウジングサービスを含めるという理解でよろしいのでしょうか？その場合、指定のデータセンターはありますか？	要件を正しく把握するため	OSA1内でのハウジングサービスを含める想定ですので、指定のデータセンターはOSA1となります。
42	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	1	GSSネットワークのデータセンター(TYO2、OSA1)の場所は、何かしらの方法で開示いただけるでしょうか。	保守等にかかる費用算出に必要なため	別途開示資料として開示できるようにします。
43	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	1	東京第2データセンター(TYO2)及び大阪第1データセンター(OSA1)とありますが、GSSネットワークのデータセンターはこの他にも存在しているのでしょうか。	全体構成を理解したうえでご提案する必要があると考えるため。	機密事項につきお示しできません。
44	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	1	拠点用ネットワーク機器は、別添資料2の別紙に分類される農林水産省本省及び地方機関等の規模(小規模・中規模・大規模)に応じた機器選定を行い、中規模及び大規模においては、冗長構成として導入すること。とありますが、冗長構成における回線側の回線種別・仕様についてご教示願います。	要件を正しく把握するため	3.2.2.の6に追記しました。
45	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	1	集約用ネットワーク機器は、オーバーレイとして、GSS データセンターにおいて供されるGSS ネットワークに対して、回線冗長性をもって接続すること。とありますが、冗長構成における回線側の回線種別・仕様についてご教示願います。	要件を正しく把握するため	ご指摘を踏まえ、3.2.2.⑨に追記しました。
46	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	1	集約用ネットワーク機器は、BCP の観点からデータセンター単位でのGSS ネットワークの障害においても、各地域単体でのサービス継続や、OSA1-TYO2 間の通信をデジタル庁が提供できることを前提に、正常な地域の集約用ネットワーク機器へ拠点用機器からの通信を集約化し、縮退してサービス継続できるようにすること。とありますが、図1によると、③(省外ネットワークシステム)はTYO2からのみ接続されているように見受けられます。TYO2が利用できなくなった場合、インターネット接続やクラウド接続は使用できなくなる想定となりますでしょうか？	BCP時の想定構成検討に必要なため	ご認識通りですが、OSA1での冗長構成を構築予定です。
47	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書 別紙1	15	1	-	-	1	デジタル庁は、回線開通並びに通信サービスを提供するが、加入者宅へのアクセス利用に伴う費用については、NTT 東日本及びNTT 西日本の定める約款に従って、事業者が負担しなければならない。とありますが、具体的には「フレッツ回線等の費用(手配・開通工事・月々の利用費用)についてはデジタル庁様が提供しているサービスには含まれていないので、本件入札価格に含む必要がある」という理解でよろしいでしょうか。	要件を正しく把握するため	ご認識通りですが、こちらのアクセス回線の調達は本調達の範囲外となります。その旨に従い要件定義書の記述の修正を行います。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
48	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書 別紙1	15	II	-	-	1	デジタル庁は、別途モバイル事業者が提供する通信回線を利用した開域網を利用したGSSモバイルアクセスサービスを提供している。デジタル庁は、モバイル網利用に関する移動体通信事業者（または仮想移動体通信事業者を含む）が事業を営む通信設備などへの接続サービスを提供するが、その利用によって生じる負担については、事業者が負担しなければならない。とありますが、利用されている通信サービス事業者・サービスの仕様について教えてください。	要件を正しく把握するため	こちらのモバイル回線の調達とは本調達の範囲外となります。その旨に従い要件定義書の記述の修正を行います。
49	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書 別紙1	15	II	-	-	1	デジタル庁は、別途モバイル事業者が提供する通信回線を利用した開域網を利用したGSSモバイルアクセスサービスを提供している。デジタル庁は、モバイル網利用に関する移動体通信事業者（または仮想移動体通信事業者を含む）が事業を営む通信設備などへの接続サービスを提供するが、その利用によって生じる負担については、事業者が負担しなければならない。とありますが、デジタル庁様より、指定のMVNO事業者様よりSIMの提供を受けるが、その回線利用費用についてはデジタル庁様が提供しているサービスには含まれていないので、本件入札価格に含む必要がある。という理解でよろしいでしょうか。	要件を正しく把握するため	ご理解通りですが、こちらのモバイル回線の調達は本調達の範囲外となります。その旨に従い要件定義書の記述の修正を行います。
50	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書 別紙1	15	III	-	-	1	露が開国地を中心とした広帯域ネットワークサービスを府庁舎等（合同庁舎やデータセンター等）に対して供している。利用に伴う費用は発生しないが、利用に必要なインターフェースや回線引き込みなどに係る費用は、事業者が負担しなければならない。とありますが、利用に必要なインターフェースとは、今回用意する「集約ネットワーク機器」側で当該回線を収容するためのインターフェースという理解でよろしいでしょうか。それ以外にも想定があれば、ご教えてください。	要件を正しく把握するため	本調達ではGSS光アクセスサービスは中央合同庁舎と中継ゲート機器を結ぶ部分のみに利用されており、集約ネットワーク機器との接続は必要ありません。
51	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書 別紙1	15	III	-	-	1	露が開国地を中心とした広帯域ネットワークサービスを府庁舎等（合同庁舎やデータセンター等）に対して供している。利用に伴う費用は発生しないが、利用に必要なインターフェースや回線引き込みなどに係る費用は、事業者が負担しなければならない。とありますが、既設の回線以外に必要になると想定される回線はどのようなものになるのでしょうか。要件定義書の図1の調達範囲には含まれていないように見受けられたため、ご教えてください。	要件を正しく把握するため	本調達ではGSS光アクセスサービスは中央合同庁舎と中継ゲート機器を結ぶ部分のみに利用されており、本調達の範囲内での物品との接続はありません。
52	質問	調達仕様書（案）	8	1	4	図1	1	各府省側に「セキュリティ IDS/IPS/FW/ATP」とありますが、セキュリティ機器も本調達に含めるとの認識でよろしいでしょうか？	見積もりに影響があるため	本調達には含めません。
53	質問	調達仕様書（案）	8	1	5	-	1	個人情報保護委員会及び農林水産省本省はLAN工事を令和4年10月までに完了とありますが、世界的半導体不足の影響により複数のネットワーク機器メーカーは納期が6ヶ月となっております。LAN工事の完了期限を数ヶ月延伸する等のご検討をいただくことは可能でしょうか？	世界的半導体不足の影響により、ネットワーク機器納期遅延の可能性が高いため	個人情報保護委員会及び農林水産省本省ともに、LAN工事を令和4年10月までに完了する予定を進める考えを変更する予定はないため、当該時期を見込んだ機器調達について検討をお願いしますが、回避することができない理由により完了時期の延伸が避けられない場合は、受注者と当庁、個人情報保護委員会及び農林水産省で協議いたします。
54	質問	調達仕様書（案）	12	4	1	(1)(2)	1	「(1)個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関の庁舎等設備への回線の引込み及び接続機器（SW等）の設置作業（注1）」「(2)個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関の庁舎内のネットワーク構築作業（回線敷設・機器設置を含む）」とありますが、GSS全国網アクセスサービスの回線引き込み、回線敷設工事も本調達に含めるとの認識でよろしいでしょうか？	見積もりに影響があるため	GSS全国網アクセスサービスの回線引き込み、回線敷設工事は本調達の対象外であるため、以下の記載を削除しました。 「(1) 個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関の庁舎等設備への回線の引込み及び接続機器（SW等）の設置作業（注1）」
55	質問	調達仕様書（案）	12	4	1	-	1	「(注)接続先となる個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関との調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）はデジタル庁にて実施する」とありますが、接続方式をご提示していただけますでしょうか？	機器構成、見積もりに影響があるため	接続方式等は要件定義書に記載のとおりであり、デジタル庁は、個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関の規模等に応じた接続方式等の調整を行うことを意思として、当該箇所は記載しております。
56	質問	調達仕様書（案）	12	4	1	-	1	「(注)接続先となる個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関との調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）はデジタル庁にて実施する」とありますが、調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）とは、設計部分（パルス係数検出、ルーティング検出、冗長化検出等）は貴庁にて実施されるという認識でよろしいでしょうか？	見積もりに影響があるため	ご理解のとおりです。
57	質問	調達仕様書（案）	18	6	2	(18)	1	本仕様書に記載の「共用機器」とは何を指していますでしょうか？	運用監視体制、および見積もりに影響があるため	統合管理監視システム用に設置する機器のことです。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
58	質問	調達仕様書(案)	21	6	3	(2)	1	「各庁舎の設計・構築スケジュールが遅延する場合においても、各庁舎各フロアの初回の機器設置、工事については、本調達の範囲で実施すること」とありますが、初回とは何を意味していますでしょうか？	見積もりに影響があるため	ご質問を踏まえ、仕様書6-3-(2)の以下の記載を削除しました。 「また、各庁舎の設計・構築スケジュールが遅延する場合においても、各庁舎各フロアの初回の機器設置、工事については、本調達の範囲で実施すること。」
59	質問	調達仕様書(案)	22	6	3	(6)②	1	「・・・リンク(最大20件を想定)をデジタル庁ポータルに設置し、デジタル庁が行う接続テストに協力・・・」とありますが、具体的には府省共通システムへのURL等のリンクを、既に整備されている発行ポータルサイトに記述(HTMLリンクを想定)するという認識でよろしいでしょうか？	見積もりに影響があるため	ご質問を踏まえ、仕様書6-3-(2)の以下の記載を削除しました。 「デジタル庁が指定する府省共通システム等へのリンク(最大20件を想定)をデジタル庁ポータルに配置し、デジタル庁が行う接続テストに協力すること。」
60	質問	調達仕様書(案)	22	6	3	(7)	1	「管理者向けの操作手順書(マニュアル)を作成すること。」とありますが、管理者とは発行の職員様を指していますでしょうか？それとも、別事業者による運用管理者を指していますでしょうか？	見積に影響があるため、マニュアルの範囲や粒度を把握したい	管理者とは当庁の職員を指します。
61	質問	調達仕様書(案)	23	6	4	(1)⑥	1	「デジタル庁の求めに応じて、技術的なサポートを行うこと」とありますが、具体的にどのようなサポートを想定されていますでしょうか？	見積に影響があるため、頻度や技術サポートの一例を把握したい	当庁で技術的な課題を発見した場合、その技術的な問い合わせに対し受注者が回答することを想定しています。
62	質問	調達仕様書(案)	23	6	4	(1)⑧	1	「受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアについて、移設や他システム機器との接続、更に別途ソフトウェアを追加インストールする等の要件が生じた場合、デジタル庁に協力すること」とありますが、新しいソフトウェアの追加や変更が行われる場合、別途協議の上作業費用等を請求させていただくことは可能でしょうか？	作業内容や頻度に応じて大きく費用が掛かる場合があるため	新しいソフトウェアの追加や変更が行われる場合、別途協議の上、受注者が作業費用等を請求することは可能です。
63	質問	調達仕様書(案)	25	6	6	(5)③	1	「なお、必要に応じて、事前検証などを実施すること。」とありますが、事前検証環境の構築(準備)も本調達に含めるとの認識でよろしいでしょうか？	見積に影響があるため	ご認識のとおりです。
64	質問	調達仕様書(案)	36	7	8	(4)⑤	1	「ガバメントソリューションサービスの運用及び利用を支援・指導する委員を配置すること」とありますが、具体的には本調達で構築するLANや小規模拠点WAN等ネットワークに関する側面での支援という認識でよろしいでしょうか？	見積に影響があるため	ご認識のとおりです。
65	質問	調達仕様書(案)	-	-	-	-	2	既存設備の撤去は本調達に含めないとの認識でよろしいでしょうか？		ご認識のとおり、含めません。
66	質問	調達仕様書別添資料1	4	2	2	(1)	1	「なお、借用期間は5年とする」とありますが、それぞれのHW保守期間は以下の認識でよろしいでしょうか？ ・個人情報保護委員会：R4.10～R8.9 4年 ・農水省本省：R4.10～R8.9 4年 ・農水省大中規模：機器設置後～：R8.9 3年数カ月 ・農水省小規模：機器設置後～：R8.9 3年数カ月	見積に影響があるため	現時点で利用開始時期が未定である農水省大中規模及び農水省小規模については、実際の機器設置から令和8年9月末までの借入(※借用の記載を訂正)期間となることから、要件定義書の2.2を以下のとおり修正します。 2.2.借入期間 (1)契約形態は借入とし、借入期間は、ネットワーク機器導入から令和8年9月30日までとする。 (2) 導入日から借入期間終了までの間、本システムを稼働するために必要な費用を定めるものとし、借入終了時に必要な撤去費用なども含めることとする。
67	質問	調達仕様書別添資料1	6	3	1	(4)	1	「統合管理監視システム：本システム全体を管理監視するシステム」とありますが、監視対象は受注者が構築した機器類という認識でよろしいでしょうか？	見積に影響があるため、監視対象や規模(数量)を把握したいため	ご認識通りです。
68	質問	調達仕様書別添資料1	8	3	2.2	④	1	「ただし、OSA1では、事業者がネットワーク機器部分を設置するハウジング等の提案に含めなければならない」とありますが、これはハウジングスペースの調達を見積に含むという認識でよろしいでしょうか？	見積に影響があるため	ご認識通りです。
69	質問	調達仕様書別添資料1	8	3	2.2	⑤	1	「小規模拠点向け拠点用ネットワーク機器は、2つのSIMスロットを有しなければならない」とありますが、外付けのSIMドングル等を使用してマルチSIMを実現してもよろしいでしょうか？	機器構成に影響があるため	ご認識通りです。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
70	質問	調達仕様書別添資料1	8	3	3.1	-	1	「複合機等への配線など、特に必要な場合のみ実施する」とありますが、拠点毎の複合機の数量をご提示していただけますでしょうか？	見積に影響があるため	閲覧資料として準備します。
71	質問	調達仕様書別添資料1	8	3	3.1	-	1	「既設のラック等に機器が設置できない場合は、新たにラックを設置する必要がある」とありますが、現時点での拠点毎のラック空き状況をご提示していただけますでしょうか？もしくは全拠点のうち、新たにどの程度ラック設置が必要となるかをご提示していただけますでしょうか？	見積に影響があるため	当庁において実施した事前調査の結果として、平面図や現地の写真等を有しており、別途閲覧資料として開示致します。開示資料以上の情報が必要である場合には、現地での調査について調整等を実施します。
72	質問	調達仕様書別添資料1	8	3	3.2	-	1	基幹部、末端部等の各スイッチにおける性能要件（スイッチング処理能力等）をご提示していただけますでしょうか？	見積に影響があるため	要求仕様書に追記を行います。
73	質問	調達仕様書別添資料1	11	3	4	-	1	「基幹用ネットワークシステム/省内ネットワークシステム/省外ネットワークシステム/統合管理監視システムを構成する全ての機器をこれらシステムとは独立した仕組」とありますが、これは監視対象である機器群をサブシステムを利用しない別監視網による監視を求められているという認識でよろしいでしょうか？※3.4.2の3に統合管理監視システムは個別のシステムとし、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと	見積に影響があるため	ご認識通りです。
74	質問	調達仕様書別添資料1	13	4	1	-	1	「遠隔より24時間・通年体制で監視し、異常検出時は、デジタル庁に連絡、エスカレーションを提供すること」とありますが、遠隔拠点との接続要件をご提示していただけますでしょうか？※遠隔拠点との回線にバックアップが必要かの確認	監視体制検討に影響があるため	別途監視用の仮想ネットワークを構成する想定ですが、本要件を要件定義書の3.2.5.15に追記します。
75	質問	調達仕様書別添資料1	13	4	2	-	1	「先の監視と連携し、障害発見時又は予見時には、以下の保守サービスを提供しなければならない。」とありますが、予見について定義はございますでしょうか？または受注者のノウハウでの予見でよろしいでしょうか？	監視体制検討に影響があるため	予見とは「直接観測されないが発生していると想定される状態」を指しています。受注者および機器であれば製造者のノウハウに基づくもので問題ありません。
76	質問	調達仕様書別添資料1	13	4	2	(1)	1	「トラフィック検証用機器」とありますが、本調達に含めないとの認識でよろしいでしょうか？また、製品名や設置場所についてご提示していただけますでしょうか？	監視体制検討に影響があるため	誤植によるものであるため、本記述を削除します。
77	質問	調達仕様書別添資料1	13	4	2	(4)	1	「なお、これらの要件を満たす上で必要な予備品等の保守部材を設置する必要がある場合は、それを配置することができる。」とありますが、予備機配備の要件等ございますでしょうか？	見積に影響があるため	故障率に従いSLAを担保できる範囲で予備機を配備頂ければ問題ございません。
78	質問	調達仕様書別添資料1	14	5	1	-	1	「電源容量不足に伴う2次系分電盤からの配線工事」とありますが、現時点での拠点毎のラック空き状況をご提示していただけますでしょうか？もしくは全拠点のうち、どの程度2次系分電盤からの配線工事が必要となるかをご提示していただけますでしょうか？	見積に影響があるため	当庁において実施した事前調査の結果として、平面図や現地の写真等を有しており、別途閲覧資料として開示致します。開示資料以上の情報が必要である場合には、現地での調査について調整等を実施します。
79	質問	調達仕様書別添資料1	14	5	4	-	1	「受注者は、質問などのデジタル庁が運用・検証を必要とするうえで必要となる支援業務として、納入日から一か月あたり8人日、1年相応の運用・設定構築をリモートで行うエンジニアを供すること。」とありますが、8人日については平日8:30-18:15の人員配置でよろしいでしょうか？また、問い合わせから回答までの時間に制限はございますでしょうか？	見積に影響があるため	平日の人員配置で問題ありません。問い合わせ回答には質問の内容に応じた最大限の努力の範囲で回答頂ければ問題ありません。
80	質問	調達仕様書別添資料1_別紙	-	-	-	-	1	個人情報保護委員会の拠点情報、AP設置個数等をご提示していただけますでしょうか？	見積に影響があるため	閲覧資料として準備します。
81	質問	調達仕様書別添資料1_別紙	-	-	-	-	1	こちらのアクセスサービス要件は、本調達に含めないとの認識でよろしいでしょうか？	見積に影響があるため	個人情報保護委員会の拠点情報も別添資料1の別紙2に整理しますので、本調達に含めるものです。
82	質問	調達仕様書別添資料2	3	1	-	NOS	1	「代替機交換による復旧時間：農林水産省本省・個人情報保護委員会1日以内」とありますが、障害発生から24時間以内に復旧させるという認識でよろしいでしょうか？（例）：20時に発生した障害は翌日の20時までには機器交換にて復旧させる		ご認識通りです。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
83	質問	調達仕様書別添資料3	3	1	-	NO22	1	保守報告書内の整備機器の定期点検の実施は必須でしょうか？		必須とする考えです。
84	質問	O2_調達仕様書(案).pdf	15	6	1	1		プロジェクト実施計画書は、契約締結後10 業務日以内に作成・提出すればよろしいでしょうか。承認を得るまでが10業務日以内となるでしょうか。	10 業務日以内に作成・提出をするのか、10 業務日以内に機構様の承認を得る必要があるのか表現が曖昧であるため、記載の修正をお願いします。	プロジェクト実施計画書は、当庁の承認を得るまでが10業務日以内となります。
85	質問	O2_調達仕様書(案).pdf	17	6	2	13		打合せ等の議事録は、打合せ後、翌3業務日以内に受注者にて作成・提示すればよろしいでしょうか。担当職員の承認までが翌3業務日以内に必要となるでしょうか。	3業務日以内に作成・提出をするのか、3業務日以内に機構様の承認を得る必要があるのか表現が曖昧であるため、記載の修正をお願いします。	翌3営業日以内に受注者にて作成・提示し、その後、当庁での承認となります。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり仕様書を変更しました。 「(13) 打合せ等の議事録は、打合せ後、翌3業務日以内に受注者にて作成・提示して、その後担当職員の承認を得ることとし、」
86	質問	O2_調達仕様書(案).pdf	26	7	1	2		受注者がコミュニケーションを行う相手はデジタル庁担当職員様のみでしょうか。例えば、個別で個人情報保護委員会情報システム担当者や農林水産省情報システム担当者の方と定例の場を設けるなどは発生するでしょうか。	コミュニケーションを行う担当者の数は、コミュニケーションコストに関わるため、ご教示ください。	工事の日程調整等のため、受注者が直接、農林水産省職員とコミュニケーションが発生する想定です。
87	質問	ガバメントソリューションサービスへの移行（農林水産省及び個人情報保護委員会におけるネットワーク環境構築等）調達仕様書(案)	8	1	1.5		1	「地方機関を農政当局グループ、水産庁グループ、林野庁グループ、検査・その他グループの4つに分類」とございますが、「03-1_別添資料1_別紙_拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧」の各拠点がそれぞれのグループに属するかご教示いただけますでしょうか。	「図2 - 作業想定スケジュール（農林水産省）」にてグループ毎に設計、調整、LAN工事のスケジュールを想定されている為、どの拠点を同時期に実施する必要があるのか確認したく存じます。	拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧により示します。
88	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	4	2	1		1	末端部（エッジスイッチ）にエクステンドネットワーク機器を使用する場合は、末端部のネットワーク機器とエクステンド末端部専用の機器と合わせて1台と数えてよいでしょうか。	機種選定と機器数に影響するため	末端部が必ずしも1台で構成される必要はないため、エクステンドネットワーク機器を接続頂くことは問題ありません。
89	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	1	1	「地方機関等に対して供するサービス種別等を別添資料2の別紙」とは「調達仕様書別添資料2 SLA 項目一覧」のごとでしょうか。	「調達仕様書別添資料2 SLA 項目一覧」に別紙が見当たらないため	誤植であり要件定義書内別紙1（p.15）に相当します。記述を修正します。
90	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	1	「GSSモバイルアクセスサービス」の「接続及び利用に関する技術要件を別紙1」に技術要件が記載されていないようですが、別途ご提供いただけますでしょうか。	「別紙1」に技術要件が見当たらないため	別紙1に技術要件を追加しました。
91	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	3	3	2	1	「各居室・会議室等では業務端末がWi-Fi で接続するために十分な信号強度を確保すること。」とのことですが、事前・事後のサイトサーベイは必要でしょうか。	見積等に影響するため	十分な信号強度が確保されていることを確認する手段は当庁が定めるものではございません。
92	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	13	4	1		1	「監視体制はこれらシステムとは独立した仕組みで」とのことですが、統合管理監視システムから通知を受けるなどの連携は可能でしょうか。	見積等に影響するため	可能です。
93	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	5	4		1	「納入日から一か月あたり8 人日、1 年相当の運用・設定構築をリモートで行うエンジニア」は平日9時～17時の対応でよろしいでしょうか。	見積等に影響するため	問題ありません。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
94	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	5	4		1	「納入日から一か月あたり8人日、1年相当の運用・設定構築をリモートで行うエンジニア」は期間中のメンバーの変更や複数名での対応は問題ありませんでしょうか。	見積等に影響するため	問題ありません。
95	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	5	4		1	「納入日から一か月あたり8人日、1年相当の運用・設定構築をリモートで行うエンジニア」は自社オフィスからリモート接続で支援業務を行う提案でよろしいでしょうか。	見積等に影響するため	問題ありません。
96	質問	調達仕様書(案)	12	4	1	1	1	「地方機関の庁舎等設備への回線の引込み」と記載されておりますが回線の引込みに関わる役務も、本調達の範囲内でしょうか。	見積等に影響するため	回線の引込みは本調達の範囲外でありため、以下のとおり仕様書の記載を削除しました。 「(1) 個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関の庁舎等設備への回線の引込み及び接続機器(SW等)の設置作業(注1)」
97	質問	調達仕様書(案)	12	4	1	2	1	「個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関の庁舎内のネットワーク構築作業(回線敷設・機器設置を含む)」の回線敷設は、庁舎内のLAN配線のことを指しておりますでしょうか。	見積等に影響するため	ご認識のとおり、庁舎内のLAN工事(NW機器設置、無線LAN AP設置、LAN配線)を指します。
98	質問	調達仕様書(案)	21	6	3	4	1	「回線敷設、機器設置・設定に関する事項」の回線敷設は、庁舎内のLAN配線のことを指しておりますでしょうか。	見積等に影響するため	ご認識のとおりです。
99	質問	調達仕様書(案)	23	6	3	9	1	「② 個人情報保護委員会及び農林水産省との調整 受注者は、回線敷設、ネットワーク機器設置に関し、」の回線敷設は、庁舎内のLAN配線のことを指しておりますでしょうか。	見積等に影響するため	ご認識のとおりです。
100	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	1	「④ 事業者は、GSS データセンターとして、東京第2 データセンター(TYO2)及び大阪第1 データセンター(OSA1)に、本サブシステムの機器を設置することができる。ただし、OSA1では、事業者がネットワーク機器部分を設置するハウジング等の提案に含めなければならない。」の事業者とは、受注者のことを指しておりますでしょうか。若しくは本調達以外の受注者を指しておりますでしょうか。また、ハウジング等の提案の中には、大阪第1 データセンター(OSA1)の契約・維持も本調達の範囲内でしょうか。事業者の表現が、受注者を指しているのか曖昧でしたので確認させて頂いております。	見積・提案等に影響するため	本調達の受注者を指します。「事業者」を「受注者」と変更します。OSA1の契約・意地も調達の範囲に含めます。
101	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	15				1	「(別紙1) デジタル庁 ガバメントソリューションサービス(GSS) アクセスサービス要件 ① GSS 全館網アクセスサービス デジタル庁は、回線開通並びに通信サービスを提供するが、加入者宅へのアクセス利用に伴う費用については、NTT 東日本及びNTT 西日本の定める約款に従って、事業者が負担しなければならない。」の事業者とは、受注者のことを指しておりますでしょうか。若しくは本調達以外の受注者を指しておりますでしょうか。受注者のことを指している場合、月々の利用料が本調達の範囲内となりますでしょうか。事業者の表現が、受注者を指しているのか曖昧でしたので確認させて頂いております。	見積等に影響するため	GSS全館網アクセスサービスの回線開通は本調達の範囲外となるため、別紙1に以下を追記しました。 「本調達における契約受注者が下記に記載のアクセスサービス利用にあたる費用等を負担するものではないので留意する。」

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
102	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	15				1	「(別紙1) デジタル庁 ガバメントソリューションサービス (GSS) アクセスサービス要件 II. GSS モバイルアクセスサービス デジタル庁は、モバイル網利用に関する移動体通信事業者(または仮想移動体通信事業者を含む)が事業を営む通信設備などへの接続サービスを供するが、その利用によって生じる負担については、事業者が負担しなければならない。」 の事業者とは、受注者のことを指しておりますでしょうか。若しくは本調達以外の受注者を指しておりますでしょうか。 受注者のことを指している場合、月々の利用料が本調達の範囲内となりますでしょうか。事業者の表明が、受注者を指しているのか曖昧でしたので確認させて頂いております。	見積等に影響するため	GSSモバイルアクセスサービスの回線調達は本調達の範囲外となるため、事業者(受注者) 負担に関わる当該表記を削除します。
103	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	15				1	「(別紙1) デジタル庁 ガバメントソリューションサービス (GSS) アクセスサービス要件 III. GSS 光アクセスサービス 器が開田地を中心とした広帯域ネットワークサービスを府庁舎等(合同庁舎やデータセンター等) に対して供している。利用に伴う費用は発生しないが、利用に必要なインターフェースや回線引き込みなどに係る費用は、事業者が負担しなければならない。」 の事業者とは、受注者のことを指しておりますでしょうか。若しくは本調達以外の受注者を指しておりますでしょうか。 受注者のことを指している場合、回線敷設に伴う初期費用が本調達の範囲内となりますでしょうか。また、対象の拠点は別途ご提示頂ける認識でよろしいでしょうか。	見積等に影響するため	GSS光アクセスサービスの回線調達は本調達の範囲外となるため、別紙1に以下を追記しました。 「本調達における契約事業者が下記に記載のアクセスサービス利用にあたる費用等を負担するものではないので留意する。」
104	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	4	2	1	-	1	大規模拠点、中規模拠点、小規模拠点の定義を教えてください。 「O3-1 別添資料1 別紙 拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧」のうち、どの拠点が大規模、中規模、小規模になりますでしょうか。	ネットワーク構成の要件を確認するため	500名以上の職員数の拠点を大規模拠点、30名以下の職員数の拠点を小規模拠点、それ以外の拠点を中規模拠点とします。農水省本省は除きます。
105	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	1	小規模拠点用ネットワーク機器の構成について、「2.1. 調達物品及び数量」からはシングル構成と読み取れますが、機器の冗長化は不要でしょうか。	ネットワーク構成の要件を確認するため	ご認識通りで、不要です。
106	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	1	「3.2.2. 広域基幹ネットワークシステムに求める技術要件」 拠点用ネットワーク機器間のオーバーレイの通信は不要でしょうか。	ネットワーク構成の要件を確認するため	必須ではありません。
107	質問	O3-1 別添資料1 別紙 拠点別無線LANアクセスポイント設置数一覧	1~21	0	0	0	1	「500人超」、「300人以下」、「100人以下」、「30人以下」、「50人以下」「10人以下」の拠点でフレックスLTEが利用されている拠点がありますが、中規模・大規模拠点用機器でLTE接続用のWWAN インターフェースが必要でしょうか。もしくはLTEルータなどの利用が想定されていますでしょうか。	ネットワーク構成の要件を確認するため	LTE接続はバックアップ用の通信として想定しており、必要です。
108	質問	調達仕様書(案)	9	1	5		1	「図2-作業想定スケジュール(農林水産省)」に関して、地方(小規模)の「設計・調整」は、R4.4月~R4.6月の2か月程度を想定されているように見受けられます。 その実現のためには、令和3年度に実施される「事前調査・現地調査」の結果が重要なものと考えますが、NW設計及び配線設計等に必要となるこれら調査結果の開示内容に就きご教示ください。 例、フロアレイアウト図(ラック配置箇所を含む)、管路図、Wi-Fi APのフロット予定図 etc.	見積等に影響するため	閲覧資料として準備します。
109	意見	O2_別添資料1、要件定義書	7	3	2	2	1	集約ネットワーク機器の仕様である②、③項目のモバイルアクセスサービスについてはデータセンターでのモバイル回線を利用されないのであれば、削除をお願いします。	集約するネットワーク機器は拠点用のネットワーク機器よりも大型で、一般的にSIMを搭載されていないことが多く、製品選定の幅を広げるため緩和いただきたくお願いします。	ご意見を踏まえ検討した結果、①②③項についてはネットワーク機器の仕様ではないため、文書内に含まれるように記載を修正します。
110	意見	O2_別添資料1、要件定義書	7	3	2	2	1	拠点ネットワーク機器の仕様である③のモバイルアクセスサービスについて、2つの移動体通信事業者がサービスを利用するという目的を達成するためであれば、SIMもしくはその他の方法で(例: USB dongle) も可としていただきたくお願いします。	ご要求はUSB dongleでも満たせると考えており、製品選定の幅を広げていただき、弊社製品でも提案させていただきたく、緩和をお願いします。	ご意見を踏まえ検討した結果、USB dongle等の外付け機器なども利用も可能とするよう、3.2.2.③に追記します。
111	意見	O2_別添資料1、要件定義書	7	3	2	2	1	拠点ネットワーク機器の仕様である④のご要求において、2つの移動体通信事業者がサービスを利用するという目的を達成するためであれば、SIMもしくはその他の方法で(例: USB dongle) も可としていただきたくお願いします。	ご要求はUSB dongleでも満たせると考えており、製品選定の幅を広げていただき、弊社製品でも提案させていただきたく、緩和をお願いします。	ご意見を踏まえ検討した結果、USB dongle等の外付け機器なども利用も可能とするよう、3.2.2.④に追記します。
112	意見	O3_別添資料1、要件定義書	7	3	2	2	2	下記要件追加をお願いします。 「再送やバケット複製(FEC)などを利用して、オンデマンドで回線品質の補正を実施する機能を有すること」	安定したネットワーク回線の確保のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
113	意見	03_別添資料1、要件定義書	7	3	2	2	1	下記に要件変更をお願いいたします。 SIMの形式は、nanoSIMもしくはMicroSIMである。	製品の幅を広げるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
114	意見	03_別添資料1、要件定義書	8	3	2	2	2	集約用ネットワーク機器は、オーバーレイとして、GSS データセンターにおいて供されるGSS ネットワークに対して、回線冗長性をもって接続すること。 上記要件に対して下記文言の追加をお願いいたします。 「なお、有線冗長化構成の拠点においては、回線利用率向上のため、パケット単位で分散して同時に利用が可能なこと」	回線利用率向上のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
115	意見	03_別添資料1、要件定義書	8	3	2	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「拠点ネットワーク機器並びに集約ネットワーク機器のパケットの遅延、パケットの揺らぎ、パケットロス率を識別し、回線品質の改善度合いを可視化する機能を有すること」	運用の利便性向上のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
116	意見	03_別添資料1、要件定義書	8	3	2	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「拠点ネットワーク機器並びに集約ネットワーク機器の全ての拠点間の上りと下りそれぞれのパケット損失、ジッタ、遅延、帯域幅およびスループットを、現在および過去の情報に遡って表示できること」	運用の利便性向上のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
117	意見	03_別添資料1、要件定義書	8	3	2	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「総合管理監視システムによりシリアルナンバーを登録するなど、許可された機器のみが拠点ネットワーク機器として構成すること」	セキュリティ向上のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
118	意見	03_別添資料1、要件定義書	8	3	2	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「拠点ネットワーク機器および集約ネットワーク機器がハードウェア障害などで交換が発生した場合において、交換前の機器の情報（設定情報・フロー情報・各種イベント情報、等）を交換機にそのまま引き継いで利用可能であること」	機器交換時の負荷軽減のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
119	意見	03_別添資料1、要件定義書	8	3	2	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「大規模および中規模の冗長化構成において、待機状態の拠点ネットワーク機器からWANへの通信が発生しないこと」	通信コスト削減のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
120	意見	03_別添資料1、要件定義書	8	3	2	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「小規模拠点ネットワーク機器において、障害時の迅速な復旧のため、ゼロタッチプロビジョニング機能を有すること」	大・中規模拠点と異なり、機器が冗長化されていないため、早急な復旧が求められるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
121	意見	03_別添資料1、要件定義書	10	3	3	2	1	下記に要件変更をお願いいたします。 IPv4/IPv6に対応した OSPF ルーティング規格に対応すること。Static Routing、BGPルーティングでも可能とする。	製品の幅を広げるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
122	意見	03_別添資料1、要件定義書	11	3	4	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「拠点ネットワーク機器および集約ネットワーク機器へのログインユーザー・パスワード情報はデフォルト設定から変更でき、管理者により一括管理ができること」	ネットワーク機器へのセキュリティ強化のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
123	意見	03_別添資料1、要件定義書	11	3	4	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「拠点ネットワーク機器及び集約ネットワーク機器の管理はマルチテナントの構成が可能であり、管理者の区分により利用機能を制限できること」	複数の管理グループにて管理されることが想定されるため 誤操作などによる人的リスクの低減のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。
124	意見	03_別添資料1、要件定義書	11	3	4	2	2	広域基幹ネットワークシステムにおける拠点ネットワーク機器並びに集約ネットワーク機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web 画面等を通じTYO2 データセンターから一元的に実施できること。 上記要件に対して下記文言の追加をお願いいたします。 「なお、利便性を考慮し、デバイス単位でCLIを使用するのではなく、GUIによって中央から集中管理できること（拠点展開時、トラブルシューティング時、障害による機器交換時を含む）」	運用の利便性向上のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとさせていただきます。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
125	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	4	適切な機器を提案可能なように、集約ネットワーク機器、並びに拠点ネットワーク機器のインターフェース要件(速度、種類、本数、性能要件(番号化時OOMbps以上)を明示していただけないでしょうか？	機器選定のために必要な情報であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いたインターフェース要件や性能要件を追加するように変更します。
126	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	「IPv4/IPv6 のデュアルスタックとしたインターネット層(L3) ネットワーク(経路)を取り扱えること。」の追加をお願いいたします。	3.3.2.4にてIPv4/IPv6デュアルスタックへの対応の技術要件があり、それらに合わせた	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
127	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	「フォワーディングの際に参照される経路テーブルを複数利用することができ、かつ、IPv4/IPv6に対応した OSPF ルーティング規格に対応すること。」の追加をお願いいたします。	3.3.2.4にて複数の経路テーブル、IPv4/IPv6に対応したOSPFの技術要件があり、それらに合わせたルーティング機能を要件として有する必要があると考えられるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
128	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	「拠点間の通信は、特定の集約用ネットワーク機器及び拠点用ネットワーク機器を経由するといった制約がないこと」の追加をお願いいたします。	特定の機器への通信迂回の制約により経路可用性の低下や通信性能への影響をともない、費用対効果が著しく低下してしまうため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
129	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	「主に大規模拠点やGSSデータセンターのように全国網アクセスサービスへの回線が複数敷設される拠点においては、それらの回線を同時に活用できるようにすること」の追加をお願いいたします。	複数回線の活用による有効帯域の増大が費用対効果につながるため。 →主系の回線だけでも十分な帯域設計になるという認識であるが、この機能を利用することで一時的なパストラフィック等にも耐えうる弾力性の高いネットワークを構成できるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
130	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	「大規模拠点やGSSデータセンターでは、冗長化された双方の拠点用・集約用ネットワーク装置において、それぞれが接続する全国網アクセスサービスの回線を通じたオーバーレイ通信の到達性並びに遅延などの通信品質を常時監視すること」の追加をお願いいたします。	オーバーレイ通信の状態を判断して適切な回線切り替えの実施を行い、かつ通信の到達性や通信品質に問題のある回線への切り替わりによる全断や著しい通信性能の低下の発生の事態を防ぐために必須の機能であると考えられるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
131	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	「拠点用ネットワーク機器は、優先制御、帯域制御を含むQoS機能を有すること、QoS機能は全国網アクセスサービス及びモバイルアクセスサービス双方で有効であること」の追加をお願いいたします。	全国網アクセスサービスに障害がありモバイルアクセスサービスに切り替わった際に有効帯域の縮退の発生する。その状態において、各アプリケーションの通信が成立するためには、優先制御、帯域制御が必須となるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
132	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	「全国網アクセスサービス及びモバイルアクセスサービスによるアンダーレイネットワークの冗長化により、今回定稿する複数のオーバーレイネットワークすべての通信の可用性の向上が実現されること」の追加をお願いいたします。	回線障害による切り替わり時に特定のオーバーレイネットワークが通信停止に陥るといった機器側の制約が存在しないような、高可用性の実現を行うことが必須であると考えられるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
133	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	3	2	2	2	「拠点ネットワーク機器の交換の際に、現地で追加設定の投入作業をすることなく、復旧し稼働に入れること」の追加をお願いいたします。	故障交換において現地作業や機器個別の作業による運用性の低下の排除を行うことが重要と考えられるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
134	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	9	3	3	2	1	「フロアスイッチとは25Gbpsの一心双方向伝送において接続すること」について、一心双方向に加え二心での構成も認めていただようお願いいたします。	25Gbpsの一心双方向の光トランシーバは提供メーカーが極めて限られる一方、二心的方式は広く普及しており、より安価に提供されると想定されるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
135	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	9	3	3	2	1	「光ファイバ敷設済みの員数が十分である場合には二心での接続も可とする」の追加をお願いいたします。	光ファイバの敷設数が十分であれば、広く普及しておりより安価に提供されると想定されるため。	ご指撻を踏まえ、以下のとおり仕様書に追記しました。 「①なお、2芯伝送を行う場合は、1芯光ケーブル工事を実施すること。」
136	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	3	3	2	4	「データリンク層(イーサネット)を「データリンク層(IEEE802.11またはイーサネット)に修正していただようお願いいたします。	「イーサネット」はWi-Fi部の無線LANにそくわない有線部分のみを指す表現であり、無線LANのデータリンク層についての明示的な表現に相当するものとして「IEEE802.11」が適当と考えられるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとおりとします。
137	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	1	4	「事業者は、デジタル庁が提供する両サービスを開域網といった安全なサービスであることみなしてはならないこと。いわゆるインターネットへの回線などWAN サービスを提供する回線であること想定しなければならないこと。」を実現するためには、少なくとも拠点間通信の暗号化による保護が必要だと考えます。そのことを集約ネットワーク機器及び拠点ネットワーク機器の要求要件として明確化するために「拠点間通信は暗号化により保護すること。その際利用する暗号サイトは、CRYPTREC暗号リストに掲載されたものを利用すること」を追記していただけますか？	セキュリティ上最低限必要な要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、以下の記述を3.2.2に追記しました。 「暗号化方式：CRYPTREC暗号リストに定めるところの暗号方式（例：AES128ビット）もしくはそれに準じる強度を有する暗号化方式」

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
138	意見	調達仕様書別添資料1「要件定義書」	11	3	4	2	1	3.4.2. 統合管理監視システムに求める技術要件の4に「IPv6 での接続においては、IPv6 のみでの動作が可能で、制御信号等でIPv4 での接続などを補助的に必要としないこと。」とありますが、IPv6接続について今後の実装予定である場合、実装に関する確約書を提示する形で提案可能な内容に変更頂けますでしょうか	機器用管理装置がIPv6をサポートしておらず、入札期日以降でかつ事業完了前の実装予定である場合、対象機器を含め提案機会が失われてしまうと考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
139	意見	調達仕様書別添資料1「要件定義書」	9	3	3	2	1	3.3.2. 省内ネットワークシステムに求める技術要件の2に「フロアスイッチとは、25Gbpsの一心双方向伝送において接続すること。」とありますが、「フロアスイッチとは10Gbps以上の一心双方向伝送において接続すること。」と変更可能頂けますでしょうか。	25Gbpsの一心双方向伝送をサポートしている機材に限られてしまうため、提案可能機材が限られてしまうと想定しております。	ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり仕様書の記載を変更しました。 「①フロアスイッチとは25Gbps以上一心双方向伝送において接続すること。なお、リンクアグリゲーションによる25Gbps以上の接続帯域で構成する場合や2芯伝送を行う場合等、1芯光ケーブル以上の光ケーブルを必要とする場合は、その不足分の工事を実施すること。」
140	意見	ガバメントソリューションサービスへの移行（農林水産省及び個人情報保護委員会におけるネットワーク環境構築等）調達仕様書（案）	34	7	7.6	(1)	3	⑩ ii 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入にあたり、具体的な端末数やサーバ数などを明示していただきたいと考えます。	積算にあたり、必要数を把握する必要があるため。	ご指摘の箇所は、本調達の範囲外になります。
141	意見	ガバメントソリューションサービスへの移行（農林水産省及び個人情報保護委員会におけるネットワーク環境構築等）調達仕様書（案）	34	7	7.6	(1)	2	⑮でネットワーク分離にUTMとの記載があるが、右記の理由によりFWとIPSは別個に調達するのが望ましいと考えます。	1.UTMはFW、IPS、VPNルータ等の機能を1台で行う必要があり重要インフラにおいてはパフォーマンス面への悪影響が懸念されるため。 2.UTMの障害発生時、UTMで満たす全ての機能が利用不能となり、業務への影響度合いが大きい（個別調達により、障害低減が可能となる）。 3.マルチな機能を搭載するUTMは、専用機のIPSに比べ脆弱性対応やルール設定等で防御機能として不十分であるため。また、本案件のような取り扱う情報が機微なセグメントや攻撃対象となる可能性が高いセグメントは、IPSを専用機で準備するのが一般的ため。	ご指摘の箇所は、本調達の範囲外になります。
142	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	拠点の規模に応じて機器に求められる性能要件を記載することをご提案いたします。性能要件として、最低稼働したすべきスループットと利用可能なオーバーレイのトンネル数が挙げられます。	要件をもとに適切な機器選定を実施するため。	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いたインターフェース要件や性能要件を追加するように変更します。
143	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	拠点の規模に応じて拠点用ネットワーク機器で必要となるインターフェースの要件を記載することを提案いたします。インターフェースの要件として、40Gbpsインターフェース、25Gbpsインターフェース、10Gbpsインターフェース、1Gbpsインターフェース、管理用インターフェース、HAポート、コンソールポートなどの種類と数量の記載を追加する案が考えられます。	要件をもとに適切な機器選定を実施するため。	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いたインターフェース要件や性能要件を追加するように変更します。
144	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	集約用ネットワーク機器に求められる性能要件を記載することをご提案いたします。性能要件として、最低稼働したすべきスループットと利用可能なオーバーレイのトンネル数が挙げられます。	要件をもとに適切な機器選定を実施するため。	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いたインターフェース要件や性能要件を追加するように変更します。
145	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	集約用ネットワーク機器に求められるインターフェースの要件を記載することを提案いたします。インターフェースの要件として、40Gbpsインターフェース、25Gbpsインターフェース、10Gbpsインターフェース、1Gbpsインターフェース、管理用インターフェース、HAポート、コンソールポートなどの種類と数量の記載を追加する案が考えられます。	要件をもとに適切な機器選定を実施するため。	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いたインターフェース要件や性能要件を追加するように変更します。
146	意見	調達仕様書（案）	表紙	-	-	-	3	(原文)個人情報保護委員会(修正案)個人情報保護委員会	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
147	意見	調達仕様書（案）	5	1	2	-	3	(原文)個人情報保護委員会(修正案)個人情報保護委員会	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
148	意見	調達仕様書（案）	8	1	5	-	3	(原文)個人情報保護委員会(修正案)個人情報保護委員会	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
149	意見	調達仕様書（案）	13	4	2	-	3	(原文)個人情報保護委員会(修正案)個人情報保護委員会	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
150	意見	調達仕様書（案）	23	6	3	(9)	3	(原文)個人情報保護委員会(修正案)個人情報保護委員会(2ヶ所)	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
151	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	表紙	-	-	-	3	(原文)個人情報保護委員会→(修正案)個人情報保護委員会	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
152	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	-	-	-	3	(原文)個人情報保護委員会→(修正案)個人情報保護委員会	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
153	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	3	1	2	-	3	(原文)個人情報保護委員会→(修正案)個人情報保護委員会	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
154	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	3	2	1	3	(原文)露が関園地を中心倒した→(修正案)露が関園地を中心とした	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
155	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	1	3	(原文)別紙に記載している→(修正案)別紙に記載している	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
156	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	1	3	(原文)別紙に記載している→(修正案)別紙に記載している	誤字と思われるため	ご指摘のとおり誤字のため、修正しました。
157	意見	調達仕様書(案)	8	1	5	図2	4	個人情報保護委員会及び農林水産省本省以外の中・大規模拠点や小規模拠点の工事期日を 明記されたほうがよろしいかと考えます。	大まかな開始時期・完了時期の記載はあるが、より詳細化し貴庁と受託事業者双方の認識 にスレを生じないようにするため	拠点数が多く、またその規模も多様であることから、詳細なスケジュールについては、 受注者と協議し決定することとします。
158	意見	調達仕様書(案)	12	4	1	(2)	4	GSS全国網アクセスサービスやGSSモバイルアクセスサービスの回線敷設に係る部分の 記載は、本調達の対象外と明記されたほうがよろしいかと考えます。	回線調達は本調達の範囲外になると想定しているため	ご指摘の通り本調達の範囲外であるため、別紙1から当該の記述を削除します。
159	意見	調達仕様書(案)	12	4	1	(3)	1	「(3) ネットワーク機器の構成管理、稼働監視システムの構築及び監視体制及び機器等 の保守体制の構築」とありますが、今後他省庁が移行する際に個別に監視体制を構築する のでしょうか？ ネットワーク機器の監視体制については、GSS保守運用にて一元的な体制として整備 (具体的にはGSS保守運用で整備されている監視システムを増強し、1つの監視システ ムにて整備)されたほうがよろしいかと考えます。	GSS保守運用に巻き取ることで、全体的なコスト効率向上が期待できると考えるた め。 機器調達事業者の責任については、本調達内の別添資料2 SLAにて担保されるものと考 えます。	ご意見を検討しましたが、原案のとおりとします。
160	意見	調達仕様書(案)	20	6	3	(1)②x	1	「納品時には、全てのサービス(サービスを提供するためのハードウェア、ソフトウェ ア、ネットワーク等を含む)について脆弱性検査を行い、問題が発見された場合は、是正 した上で納品すること」とありますが、小規模拠点においては同一構成(同一ファーム ウェア)かつ多量になるため、抽出検査での対応も可となる記載にされたほうがよろしい かと考えます。	作業効率を向上させるため	小規模拠点においては、同一構成(同一ファームウェア)のサービスについては当庁と 協議の上、抽出検査も可能とします。
161	意見	調達仕様書(案)	29	7	1	(4)①②	1	①統括責任者及び②プロジェクト管理者の案件について、経験年数もしくは資格のどちら かを満たす条件としてもよろしいかと考えます。ある一定以上のプロジェクト管理経験 は、記載の資格と同等の能力を有すると考えます。 また、経験年数として本件の特性(データ/システム切替移行は対象外等)を鑑み、公共 分野に係る大規模ネットワーク関連のプロジェクト管理5年以上としてはいかがでしょう か？	本調達の内容に沿った資格要件とするため	ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり仕様書の記載を変更しました。 「ii 10年以上のプロジェクト管理経験を有する、もしくは又はプロジェクト管理に関 する次のいずれか又は相当する資格を有すること。 ・情報処理技術者試験 プロジェクトマネージャ(経済産業省) ・プロジェクト・マネジメント ・プロジェクトジョナル(PJM) ・ITコーディネータ」
162	意見	調達仕様書(案)	29	7	1	(4)③	1	③プロジェクトメンバの条件「viセキュリティ管理・・・」は、調達仕様書76セキュリ ティに関する事項を満たすことでプロジェクト全体のセキュリティ管理は担保可能なた め、削除してもよろしいかと考えます。	本調達の内容に沿った資格要件とするため	ご指摘を踏まえ検討した結果、当該要件は削除しました。
163	意見	調達仕様書別添資料1	-	2	1	-	4	それぞれの分類(B、C、D、E)に拠点数の記載がありますが、各分類における拠点名を 提示されたほうがよろしいかと考えます。	仕様書解釈の齟齬を防止するため	500名以上の職員数の拠点を大規模拠点、30名以下の職員数の拠点を小規模拠点、それ 以外の拠点を中規模拠点(ただし、農林水産省本省は除きます。)とするため、本資料 別紙2「人数規模」の欄と合わせて確認することで、拠点名を確認できるようにしま す。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
164	意見	調達仕様書別添資料1	-	-	-	-	4	別添資料1の各所に「別添資料2の別紙」と記載がありますが、別添資料2の別紙とは「03-1_別添資料1_別紙_拠点別無線LANアクセスポイント設置図一覽」であるとの認識でよろしいでしょうか？ その場合、本文の修正をお願いします。 別の資料が存在する場合にはご提示をお願いします。	仕様書解釈の齟齬を防止するため	ご指摘頂いた通り誤記であるため、本文を修正しました。
165	意見	調達仕様書別添資料1	-	3	4.2	㊸	3	「統合管理監視システムは個別のシステムとしてTYO2 データセンターに設置され独立して稼働でき、インターネット等を經由した外部サービスとの接続を必要としないこと」とありますが、一方で「4.1 基幹用ネットワークシステム/省内ネットワークシステム/省外ネットワークシステム/統合管理監視システムを構成する全ての機器をこれらシステムとは独立した仕組みで、通常より24時間・通年体制で監視」とあります。統合管理監視システムとは別のシステムにて外部から監視する方式が想定されるため、「遠隔監視においては、外部からの接続を可能とする」等の記載を追加されたほうがよろしいかと考えます。	仕様書解釈の齟齬を防止するため	ご指摘頂いた通り誤記であるため、記述を修正しました。
166	意見	調達仕様書別添資料2	-	3	1	No3	1	本省及び個人情報保護委員会の復旧時間に関して、障害の内容により時間内に復旧することが困難なことも想定されるため、復旧時間は目標時間（SLO）とし、駆け付け時間をSLAとして定義してはいかがでしょうか？ 以下に別を提示させていただきます。 ○本省/個人情報保護委員会 オンサイト保守案：SLAとして故障検知後駆け付け平日日中帯xx時間以内（4時間等） 復旧目標時間、1日以内	本省や個人情報保護委員会等地点の重要となる基幹部（コア）が冗長構成がとられることもあり、左記の記載とすることで、費用低減が可能となるため	ご意見を検討しましたが、原案のとおりとします。
167	意見	調達仕様書別添資料2	-	3	1	No3	1	SLA対象外事項を記載したほうがよろしいかと考えます。 一般的なSLA対象外事項 ・予見できない不測の事態（社会通念上、受注者に責任がないことが認められる事態）が生じた場合 ・通信回線借用といった計画に基づく工事などによる停止の場合 ・貴庁の指示によってサービスの停止等が行われた場合 ・貴庁の指示によって障害復旧できなかった場合 など	SLAの範囲を明確にするため	ご意見を検討しましたが、原案のとおりとします。
168	意見	-	-	-	-	-	2	約1200拠点の新ネットワークへの切り替えを効率よく円滑に実施するためは、回線開通工事とLAN工事双方のスケジュールを一元的に管理し、【回線開通工事に関する各拠点担当者様等との各種調整・回線開通事業者との調整・進捗管理などの回線開通マネジメント業務】と【LAN工事における全体統制・進捗管理】を同一事業者で実施することが望ましく、回線開通マネジメント業務を本調達に含めたほうがよろしいかと考えます。本調達に回線開通マネジメント業務を含まない場合、回線開通工事に関する調整は貴庁を窓口を実施することと想定しており、調整に要する稼働は膨大になると想定されることから、貴庁の稼働を削減するためにも該当業務については事業者が代行するのがよろしいかと考えます。	貴庁の拠点調整における稼働削減のため	回線開通工事及び当該工事に係るマネジメントは別の調達案件にて実施する予定であるため、本調達のスコープ外です。
169	意見	O2_調達仕様書（案）.pdf	7	1	5			作業スケジュールについてです。天災やパンデミック等、ベンダー側で対処できない事象が発生した場合は、スケジュール、コスト等の見直しについて協議させていただけるものと考えます。	長期間かつ広範囲にわたるプロジェクトであり、天災やパンデミック等の影響を受ける可能性がゼロとはいえないため、また、人的リソースを大量確保して案件を進めることになると、数ヶ月単位でプロジェクトが停止した場合のコストインパクトが大きいため。	天災地変、疫病の流行等、その他の善い事情の変更により、契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、当該契約の内容を変更するため、協議することができると認識しています。
170	意見	O2_調達仕様書（案）.pdf	11	4	1			(注)接続先となる個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関との調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）はデジタル庁にて実施する。 各地点との工事日などの物理的な調整は、受注者が農林水産省本省及び地方機関と直接調整可能と考えています。	スケジュールを守るために迅速な調整が必要となるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり仕様書の記載を変更しました。 「接続先となる個人情報保護委員会並びに農林水産省本省及び地方機関との調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）はデジタル庁にて実施するが、ネットワーク構築に係る工事日程等の調整についてはデジタル庁のサポートの下、受注者が接続先と実施すること。」
171	意見	O2_調達仕様書（案）.pdf	21	6	3	6	㊹	デジタル庁が指定する府省共済システム等へのリンク（最大20件を想定）をデジタル庁ポータルに配置し、とありますがポータルサイトの編集はデジタル庁担当職員様にて行われるものと考えます。	試験用の簡易的なサイト構築であれば本プロジェクトのコスト範囲で実施できると考えますが、ポータルサイトのデザイン理解・変更に伴うコストとリスクをカバーすることは困難のため。	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘の箇所を削除しました。
172	意見	O2_調達仕様書（案）.pdf	21	6	3	9		報告会の場所について記載がありませんが、オンラインでの報告会など利便性の高い方法での実施についても可能とするよう、ご検討願います。	コロナウイルスなどの感染症リスクや、昨今の働き方改革による業務効率化の考え方から、	ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり仕様書に追記しました。 「なお、開催方法は対面もしくはWeb会議のいずれかの方式によるものとする。」
173	意見	O2_調達仕様書（案）.pdf	27	7	1	3		監視技術者の配置についても明記することを提案致します。	本調達内のLAN工事履行に必要な配置と考えるため	ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり仕様書を変更しました。 「受注者は、本調達の履行が可能となる体制として、完了までの全工程を継続することが可能な要員（統括責任者、プロジェクト管理者（プロジェクトマネージャ）、プロジェクトメンバ、その他必要に応じて監視技術者等）を配置すること。」

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
174	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	拠点の規模に応じて機器に求められる性能要件を記載することをご提案いたします。性能要件として、最低限満たすべきスループットと利用可能なオーバーレイのトンネル数が挙げられます。	要件をもとに適切な機器選定を実施するため	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いたインターフェース要件や性能要件を追加するように変更します。
175	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	拠点の規模に応じて拠点用ネットワーク機器で必要となるインターフェースの要件を記載することを提案いたします。インターフェースの要件として、40Gbpsインターフェース、25Gbpsインターフェース、10Gbpsインターフェース、1Gbpsインターフェース、管理用インターフェース、HAポート、コンソールポートなどの種類と数量の記載を追加する案が考えられます。	要件をもとに適切な機器選定を実施するため	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いたインターフェース要件や性能要件を追加するように変更します。
176	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	集約用ネットワーク機器に求められる性能要件を記載することをご提案いたします。性能要件として、最低限満たすべきスループットと利用可能なオーバーレイのトンネル数が挙げられます。	要件をもとに適切な機器選定を実施するため	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いたインターフェース要件や性能要件を追加するように変更します。
177	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	3	2	2	2	集約用ネットワーク機器に求められるインターフェースの要件を記載することをご提案いたします。インターフェースの要件として、40Gbpsインターフェース、25Gbpsインターフェース、10Gbpsインターフェース、1Gbpsインターフェース、管理用インターフェース、HAポート、コンソールポートなどの種類と数量の記載を追加する案が考えられます。	要件をもとに適切な機器選定を実施するため	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いたインターフェース要件や性能要件を追加するように変更します。
178	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	3	3	2	2	Wi-Fi 部のアクセスポイントは、2x2 MIMOと記載されていますが、2x2以上の認識でよろしいでしょうか。	選定機器が限定されるため	ご意見を踏まえ検討した結果、ご指摘頂いた通りに記述を変更します。
179	意見	調達仕様書(案)	9	1	5		1	スケジュールに関して、地方の「検査・その他G」は工事に原して制約等が多い想定をしていますが、リスクを考慮して他グループより前倒して工事を始めるスケジュールの柔軟な調整は可能でしょうか。	工事期限の遵守のため	スケジュールについては、「検査・その他G」を他グループより前倒して工事を始める等、柔軟な調整が可能です。
180	意見	調達仕様書(案)	9	1	5		1	「図2-作業想定スケジュール(農林水産省)」に関して、全世界的な半導体チップ枯渇に伴う機器納期遅延は、現在も解消されていない状況となります。昨今の世情に鑑み、本スケジュール期限(令和5年12月末までに完了させる)の延長は可能でしょうか。	工事期限の遵守のため	本スケジュール期限(令和5年12月末)の延長は想定しておりません。
181	意見	O3_別添資料1、要件定義書	7	3	2	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「回線品質の補正を実施する機能を有すること」	回線の品質確保のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
182	意見	O3_別添資料1、要件定義書	7	3	2	2	1	下記に要件変更をお願いいたします。 SIMの形式は、nanoSIMもしくはMicroSIMである。	要件の緩和のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
183	意見	O3_別添資料1、要件定義書	10	3	3	2	1	下記に要件変更をお願いいたします。 IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング、Staticルーティング、BGPルーティングのいずれかにより対応できること。	要件の緩和のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
184	意見	O3_別添資料1、要件定義書	8	3	2	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「許可された機器のみが拠点ネットワーク機器として構成すること」	セキュリティ向上のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
185	意見	O3_別添資料1、要件定義書	11	3	4	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「拠点ネットワーク機器および集約ネットワーク機器へのログインユーザー・パスワード情報はデフォルト設定から変更でき、管理者により一括管理ができること」	セキュリティ向上のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。
186	意見	O3_別添資料1、要件定義書	11	3	4	2	2	下記要件追加をお願いいたします。 「拠点ネットワーク機器及び集約ネットワーク機器の管理はマルチテナントの構成が可能であり、管理者の区分により利用機能を制限できること」	セキュリティ向上のため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見・質問等	理由	回答
187	意見	03_別添資料1_要件定義書	8	3	2	2	2	下記要件追加をお願いします。 「障害時の迅速な復旧のため、ゼロタッチプロビジョニング機能を有すること」	早急な復旧が求められるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりといたします。